

登録商標「なごみ」商標権侵害・損害賠償請求事件：東京地裁平成 27(行ケ)8132・  
平成 28 年 2 月 9 日（民 46 部）判決〈認容〉

### 【キーワード】

商標の類似，【和】（なごみ）の出所表示機能，普通名詞（識別力），被告標章のブランド力，損害賠償額（商標法 38 条 3 項）

### 【主 文】

- 1 被告らは，原告に対し，連帯して 3 3 0 万円及びこれに対する平成 2 7 年 1 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを 2 分し，その 1 を原告の負担とし，その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は，第 1 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

本件は，「なごみ」の文字を横書きしてなり，指定商品をマットレス，布団等とする別紙商標権目録記載の商標権（以下「本件商標権」といい，その登録商標を「本件商標」という。）を有する原告が，被告らに対し，被告らによる別紙被告ら標章目録記載の各標章（以下，それぞれを同目録の番号により「被告ら標章 1」などといい，これらを「被告ら各標章」と総称する。）の使用が本件商標権の侵害に当たる旨主張して，民法 7 1 9 条，7 0 9 条，商標法 3 8 条 3 項に基づき損害賠償金 8 8 0 万円及びこれに対する商標権侵害行為の後の日である平成 2 7 年 1 月 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

#### 1 争いのない事実

##### (1) 当事者

原告（西川産業株式会社）は，寝具，寝装品，インテリア用品，ベビー用品等の製造，販売等を業とする株式会社である。

被告らは，寝具類，マットレス，クッション等を取り扱うグループ会社であり，被告株式会社エアウィーヴマニュファクチャリングが製造を，被告株式会社エアウィーヴが販売を，被告株式会社エアウィーヴホールディングスがマーケティング活動を行っている。

##### (2) 原告の商標権

原告は，本件商標権を有しており，原告の商品のうち少なくともタオルケット，キルトケット，ガーゼケット，ソフトケット及びパッドシートに本件商標を使用している。

### (3) 被告らによる被告ら各標章の使用

被告らは、平成26年10月20日頃～12月26日頃の間、「エアウィーヴ四季布団【和】（なごみ）」という名称のマットレスに敷き布団的な要素を付加した商品（以下「被告ら商品」という。）を販売し、その広告等に被告ら各標章を付して宣伝を行った。被告らは、その後、上記名称を「エアウィーヴ四季布団和匠（わしょう）」に変更した。

### (4) 被告ら商品の売上額

被告らの上記期間の被告ら商品の売上額は4億円である。

## 2 争点

(1) 本件商標と被告ら各標章の類否

(2) 本件商標の商標登録（以下「本件商標登録」という。）の無効理由の有無

ア 商標法3条1項3号該当性

イ 商標法4条1項11号該当性

ウ 無効審判請求の除斥期間経過について

(3) 原告の損害額

## 【判 断】

### 1 争点(1)（本件商標と被告ら各標章の類否）について

(1) 本件商標と被告ら各標章の類否を判断するに当たり、原告は被告ら各標章中の「【和】（なごみ）」の部分抽出して対比すべき旨主張するのに対し、被告らは「エアウィーヴ四季布団」の部分を含む被告ら各標章の全体と対比すべき旨主張する。

(2) そこで判断するに、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（なお、書証の枝番号の記載は省略する。以下同じ。）。

ア 本件商標の外観は、別紙商標権目録記載のとおり、楷書体で同一の大きさの平仮名3文字「なごみ」を等間隔で横書きに配置したものであり、これにより「ナゴミ」の称呼が生じる。また、「なごみ」の語は、「気持ちが穏やかになる、くつろいだ気分になる」といった意味の動詞「なごむ」の名詞形であり、平易な日本語であって、本件商標からは「ナゴミ」の称呼に伴って「穏やかな気持ち、くつろいだ気分」といった観念が想起される。（甲12、乙6）

イ 原告は、江戸時代以前に創業したとする平成25年度1月期の売上額約360億円の大手の寝具、寝装品等の製造卸売業者である。原告は、遅くとも平成16年頃から、本件商標を春夏向けのタオルケット、ガーゼケット、キルトケット、ソフトケット、パッドシート等の商品に使用している。また、原告は、別の商品名で敷き布団、マットレス等を販売している。（甲1、5、13、20、29）

ウ 被告ら標章1は、販売店に展示中の被告ら商品に掛けられたカバーの上に

置かれた薄板に、被告ら標章2は、被告ら商品を宣伝するプレスリリースに、被告ら標章3は、被告ら商品のパンフレットに、被告ら標章4は、被告ら商品のカタログに、それぞれ使用されている。(甲6～9)

被告ら各標章の外観は、別紙被告ら標章目録記載のとおりである。

被告ら標章1は「エアウィーヴ四季布団【和】(なごみ)」の文字及び記号を横書きしたもので、書体及び色(黒)は同一であるが、文字等の大きさは「エアウィーヴ」の部分に比し「四季布団【和】」の部分が約1.5倍、「(なごみ)」の部分が約3分の2であり、「エアウィーヴ」と「四季布団」の間に半角程度のスペースがある。

被告ら標章2は同1と同じ文字及び記号を横書きしたもので、書体及び色(赤)は同一で、文字等の大きさもほぼ同一であるが、「エアウィーヴ」と「四季布団」の間に1文字程度のスペースがある。

被告ら標章3は、えんじ色の背景に白抜き文字で「エアウィーヴ四季布団」の文字と「【和】」の文字及び記号を2段に横書きしたもので、書体は同一であるが、下段の文字等は上段に比し3倍程度の大きさであり、「和」の文字の上に「なごみ」と振り仮名が付されている。

被告ら標章4は、縦線を挟んで右側に「エアウィーヴ四季布団」の文字を、左側に「【和】(なごみ)」の文字及び記号を縦書きしたもので、書体及び色(えんじ。縦線を含む。)は同一であるが、文字等の大きさは「エアウィーヴ四季布団」の部分に比し「【和】」の部分が約4倍、「(なごみ)」の部分が約2倍となっている。

エ 「エアウィーヴ」は、被告株式会社エアウィーヴが平成19年に販売を開始した寝具の上に敷いて使用するマットレスパッドの商品名であり、「a i r (空気)」と「w e a v e (編む)」を組み合わせた造語である。その後、被告らが製造販売するマットレス等の商品にはいずれも「エアウィーヴ」の語が冠され、著名なオリンピック選手が使用したことなど被告らによる宣伝広告活動を通じて、平成22年頃以降マスメディアに取り上げられる回数も急増し、「エアウィーヴ」の語は、被告ら商品の発売時点において、被告らが製造販売するマットレス等のブランド名として寝具類の需要者の間に広く認識されていた。(甲2, 6, 乙2)

被告ら商品は、被告らが製造販売する「エアウィーヴ四季布団」シリーズの一つであり、同シリーズに属する別の商品の名称は「エアウィーヴ四季布団」である。これらは従来の「エアウィーヴ」商品より厚みがあり敷き布団のようにも使用できること、厚い空気層により夏は涼しく冬は暖かく四季を通して快適に使用できることが特徴とされており、「四季布団」はこのような特徴を踏まえた被告らの造語である。被告ら商品は、「エアウィーヴ四季布団」に機能を付加した新商品として発売された。(甲6, 7, 14, 乙3)

オ 本件商標と「ナゴミ」の称呼を共通にする標章として、空気清浄機に使用

された「NAGOMI（なごみ）」、ボディソープに使用された「なごみ」、メディカルチェアに使用された「NAGOMI」と毛筆体の「和」の文字の組合せ、トレーニングチェアに使用された「森の音」の文字等と「なごみ」の組合せ、果実酒に使用された「島のなごみ」、レンガに使用された「和（なごみ）」がある。（乙1）

(3) 上記事実関係に基づき、本件商標と被告ら各標章の類否について検討する。

ア 本件商標から「ナゴミ」の称呼及び「穏やかな気持ち、くつろいだ気分」といった観念が生じることは、前記(2)アのとおりである。

イ 被告ら各標章については、その全体から、「エアウィーヴシキフトンナゴミ」ないし「エアウィーヴシキフトンナゴミ」の称呼が生じ、「エアウィーヴ」の語の周知性及び「四季布団」の漢字の意義から「被告らの製造販売に係るマットレス類であって、年間を通じて使用し得る敷き布団であり、穏やかな気持ち、くつろいだ気分させるもの」といった観念が生じると認められる。

一方、被告ら各標章は、称呼上は13音、外観上は14文字及び記号4個又は2個（被告ら標章4は更に縦線）からなる比較的長いものであり、必ずしも一息で発音され、一目で視認され得るものでない。これに加え、被告ら標章1及び2については、「和」の文字が隅付き括弧で囲まれて目立つようになっており、その後ろに括弧付きで「なごみ」と表記されているため、被告ら標章3及び4については、「エアウィーヴ四季布団」の部分と振り仮名付きの「和」の文字部分ないし「【和】（なごみ）」の部分に分けて2段又は2列に表記され、しかも「和」の文字等が大きいため、いずれもその外観上「和」の読み方を示すものと理解される「なごみ」の部分が、「エアウィーヴ四季布団」の部分から独立して、被告ら各標章に接した需要者の関心を引くとみることができる。そうすると、被告ら各標章からは、上記の標章全体から生じる称呼及び観念だけでなく、「なごみ」の部分から「ナゴミ」の称呼及びこれに伴う観念が生じると認められる。

ウ 上記ア及びイによれば、本件商標と被告ら各標章は、称呼及び観念を共通にすることができる。

エ さらに、取引の実情についてみるに、前記(2)イ認定のとおり、本件商標は、被告ら商品の発売の少なくとも約10年前から原告によって本件商標の指定商品に含まれるタオルケット等の商品に使用されている。また、原告は大手の寝具類の製造卸売業者であり、マットレス、敷き布団等も販売している。その上、「なごみ」の語は他社の商品名を含め一般に広く使われる名詞であり、本件商標の指定商品である寝具類を使用した者が穏やかな気持ち、くつろいだ気分になることがあり得るが、これは使用者が主観的に感得するものであり、「なごみ」自体は上記指定商品の効能（保温、吸汗等）を直接表示するものでない。

そうすると、本件商標はその指定商品につき相応の出所表示機能を有しており、「ナゴミ」と称呼される標章が原告以外のマットレスや敷き布団に使用された場合には、原告の「なごみ」という名称の商品の存在を知っている需要者において、これを原告の商品と誤認するおそれがあるといえることができる。

一方、被告ら各標章は、被告らの製造販売する商品の名称として広く知られた「エアウィーヴ」の文字及び被告ら商品の特徴を示す造語「四季布団」を含むものであり、これらの部分から「エアウィーヴシキフトン」ないし「エアウィーヴシキブトン」との称呼及び「被告らの製造販売に係るマットレス類であって、年間を通じて使用し得る敷き布団」との観念を生じ得る。しかし、前記(2)ウ及びエ認定の事実によれば、被告ら商品の名称のうち「【和】」の文字等は、被告ら各標章の外観上「エアウィーヴ四季布団」の部分と区別され需要者の関心を引く部分であり、シリーズ商品である「エアウィーヴ四季布団」と区別する指標ともなるから、被告ら商品を指称するに当たり「なごみ」の部分が常に省略されるとは解し難い。そうすると、「エアウィーヴ」が周知であることを考慮しても、被告ら各標章から「ナゴミ」の称呼及びこれに伴う観念が生じることがないとみることはできない。

オ 以上によれば、被告らの前記主張を採用することはできず、被告ら各標章はいずれも本件商標に類似すると判断するのが相当である。

## 2 争点(2) (本件商標登録の無効理由の有無) について

### (1) 商標法3条1項3号該当性について

被告らは、本件商標はその指定商品の「効能」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる旨主張する。しかし、「なごみ」の語が上記指定商品の効能を直接表示するものでないことは前記1(3)エのとおりであって、本件商標が商標法3条1項3号に該当するとは認められない。

### (2) 商標法4条1項11号該当性について

本件商標と引用商標が類似することは当事者間に争いがなく、指定商品の類否につき、被告は、引用商標の指定商品「家具」に含まれる寝台(ベッド)が本件商標の指定商品に類似するから、本件商標は商標法4条1項11号に該当する旨主張する。

そこで判断するに、引用商標の指定商品が「家具、畳類、建具、屋内装置品、屋外装置品、記念カサブ類、葬祭用具」であるのに対し(乙7。ただし、平成3年政令第299号による改正前の商標法施行令の別表第20類によるもの)、本件商標の商品及び役務の区分並びに指定商品は別紙商標権目録記載のとおりであって(なお、平成20年10月8日に書換登録がされる前の商品区分は上記改正前の別表第17類、指定商品は「被服(運動用特殊被服を除く)布製身回品(他の類に属するものを除く)寝具類(寝台を除く)」である。甲3)、両者の指定商品が原材料、用途等を異にすること、寝台が本件商標の指定商品から除外されていることは明らかである。これに加え、寝台と寝具類が

異なる業者により製造される場合が多いこと（甲28）を考慮すると、本件商標の指定商品が引用商標の指定商品に類似すると認めることはできない。

(3) したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件商標登録に無効理由があることをいう被告らの主張を採用することはできない。

### 3 争点(3)（原告の損害額）について

(1) 以上によれば、被告らは本件商標に類似する被告ら各標章をその指定商品に属する商品の広告等に使用したものとして、原告に対し損害賠償義務を負うと認められる。

(2) 被告らによる平成26年10月20日～12月末の間の被告ら商品の売上額が4億円であることを被告らは争っていない。これを前提に本件商標の使用に対し受けるべき金銭の額（商標法38条3項）についてみるに、本件商標は昭和63年に商標登録を受け、その後2度にわたり存続期間の更新登録がされ、遅くとも平成16年から原告のタオルケット等の商品に使用されており、相応の信用が備わっているとみられる。一方、本件商標を構成する「なごみ」の語は普通名詞であって、複数の業者が各種の商品に使用しており（前記1(2)オ）、それ自体の識別力は弱いこと、原告が本件商標を使用するタオルケット等と被告らが被告ら各標章を使用する被告ら商品は具体的な用途、機能等が異なること（同イ及びエ）、被告ら各標章中の「エアウィーヴ」の語が被告らのブランドとして周知であり（同エ）、被告らは被告ら商品についても各種メディアを通じて宣伝広告活動を行ったこと（甲6～9、乙4）に照らすと、発売から約2か月で4億円という売上額に達したことについては被告らの営業努力に起因する部分が大きいと解される。

これらの事情を総合すると、本件における上記金銭の額は、300万円と認めるのが相当である。

なお、被告らは本件商標権の侵害行為により原告に損害が生じていないとも主張するが、以上に説示したところに照らし、失当というべきである。

(3) 本件訴訟の経緯等に照らすと、被告らによる本件商標権の侵害行為と相当因果関係がある弁護士費用相当の損害は30万円と認められる。

(4) 以上によれば、原告の請求は330万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由がある。

## 結 論

よって、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 商標の類似とは、2つの商標に係る商品又は役務が同一又は類似であること、及び標章が同一又は類似であることをいうとは常識であるところ、その標章の類似とは何を見るかといえ、文字の場合にあつては、文字の外観、称呼及び觀念が同一又は類似であることをいう。

すると、本件の場合にあつては、原告の本件商標は、平仮名文字の「なごみ」

であるから、そのとおりの外観と称呼と観念を有するものであることは、平均的日本人が知るところであるのに対し、被告の使用標章は4件あるが、(1)(2)(3)(4)が含む標章の【和】には、「なごみ」の平仮名が銘記され、そのとおりに称呼する漢字であることを看者にアピールしている。

そうすると、これ以外の多くの文字が付記されていても、被告の使用標章の要部は、「なごみ」と称呼する【和】にあると、看者である需要者には理解することができるのである。けだし、付記されている「エアウィーヴ四季布団」とは、当該商品の出所を表示しているとしても、商標としての主役は「なごみ」と称呼する【和】が演じている、と見て取れるからである。

したがって、本件商標に対して被告商標らは、その使用商品において同一又は類似であるとともに標章において同一であると判断できるから、商標法37条に規定する商標権侵害に該当する、と裁判所は判示したのである。

2. ところで、「なごみ」という単語の意味を知るために、“大辞林”（三省堂1988年）を調べたが、「なごむ（和む）」はあっても、「なごみ」という単語はない（1794頁）。また、「和（わ）」という単語を開いても、「なごみ」の単語も意味も出ていない（2594頁）。“広辞林”（岩波書店1983年）にあっても同様である（1790頁）。

ところが、本件判決によれば、本件商標の「なごみ」の語は、「気持ちが穏やかになる、くつろいだ気分になる」といった意味の動詞「なごむ」の名詞形であると説示しているが、これは辞書上の定義ではない。

判決は、これを「平易な日本語であって」と断じているが、それでよいのだろうか。

それよりも、「なごみ」とは「なごむ」を語源とする造語であると解した方がわかり易いし、だからこそ、原告の本件商標は登録されたのではないだろうか、と筆者は思う。

3. 裁判所は、被告標章1, 2については「和」の文字が墨付き括弧で囲まれて目立つようになりかつその後ろに括弧付きで「なごみ」と表記し、被告標章3, 4については「エアウィーヴ四季布団」の部分や振り仮名付きの「和」の文字部分に分けて、2枚または2列に表記していることは、いずれもその外観上、「和」の読み方を示す「なごみ」部分が他の部分から独立して、需要者の関心を引いているのだから、被告らの各標章全体から生じる称呼と観念だけではなく、「なごみ」の部分から「ナゴミ」の称呼と観念を生じるのだと認定した。

また、裁判所は、取引の実情についての考察において、「なごみ」自体は指定商品の効能を直接表示するものではなく、使用者が主観的に感得するものだから、本件商標はその指定商品について相応の出所表示機能を有しており、原告以外のマットレスや敷布団に使用された場合には、需要者においてこれを原告の商品と誤認するおそれがあると認定したのである。

以上の理由を総合すると、被告らの各標章は、いずれも本件商標に類似すると

判断するのが相当である、と裁判所は判示した。以上は、争点1に対する裁判所の判断である。

4. 次に、争点2として、判決は本件商標登録の無効理由の有無について論じている。

(1) 被告らは、本件商標は、その指定商品の「効能」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなると主張したが、「なごみ」の単語は指定商品の効能を直接表示するものではないことは、前記のとおりであるから、法3条1項3号に該当するとは認められない、と裁判所は判断した。

(2) 被告らは、本件商標（旧第17類）は法4条1項11号に該当する登録無効事由がある旨を主張したようであるが、被告らの引用商標（登録第1863585号）は旧第20類（寝台を含むその他の家具）を指定商品とした商標であるから、本件商標の旧第17類「寝具類（寝台を除く。）」に係る商標とは類似しない、と裁判所は判断した。

したがって、原告の本件商標には登録無効事由はないと認定したが、その通りである。

5. さらに裁判所は、原告が被った損害額について、被告らが本件商標に類似する被告らの各標章をその指定商品に属する商品の広告等に使用したことに対する損害賠償額を、裁判所は被告らによる一期間中の商品売上額が4億円であることを被告らは争っていないというが、本件商標の使用に対し当然受けるべき金銭額（法38条3項）として、原告はその何%を請求したのであろうか。

そうではなく、原告はなぜ被告らが本件侵害行為によって受けた利益額（法32条2項）を請求しなかったのだろうか。

けだし、判決にいう300万円の損害額の支払いではあまりにも少額だからである。

さらに、裁判所は、本件商標の「なごみ」の語は普通名詞であり、複数の業者が別異の商品に使用しているし、それ自体の識別力は弱いし、原告が本件商標を使用するタオルケット等と、被告らが各標章を使用する商品は具体的な用途、機能等が異なることや、被告ら各標章中の「エアウィーヴ」の語が被告らのブランドとして周知で、各種メディアを通じて宣伝広告活動をしていることから、販売から約2か月で4億円の売上額とは、被告らの営業努力に起因する部分が大きい、と裁判所は解したのである。

そして、これらの事情を裁判所は総合した結果、前記法38条2項に基づく被告らの利益額は300万円と認定したが、裁判所が考慮した各事情についての具体的評価が数字に表れていないのだから、この損害額は妥当といえるわけではないだろう。

被告らが認めている約2か月間における4億円の売上額において、標章「和（なごみ）」を使用した商品の種類や各数量や単価などを具体的に記載した証拠をもし原告が提出できれば、法38条2項の適用によって、より多くの損害額を算定することができたであろう。また、総売上額が4億円であれば、商標権の使



用料はその1%であっても最低4千万円となるからである。そうすれば、弁護士費用もより高額になるはずである。

6. 気になることが一つある。それは、本件登録商標の文字標章は、平仮名文章の「なごみ」だけであり、漢字の「和」の文字は表記されていない。すると、被告標章が【和】だけであれば「わ」と称呼するだけであり、「なごみ」とは称呼しないと反論できるから、非類似の判断となったかも知れないのである。

しかしながら、被告はあえて「なごみ」をカッコ書きしていることは、その意思表示から原告商標の模倣といわれても仕方ないだろう。

そこで、思い出すが、登録商標「信」（登録第5376557号）であり、その指定商品は第33類日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒である。この商標権者は「NOBU」という文字標章を使用した日本酒を製造販売しているが、「信」（シン）という文字標章の日本酒は製造販売していない。すると、「信」と「NOBU」とは類似の商標といえるのだろうか。

〔牛木 理一〕

(別紙)

## 〔商標権目録〕

商標

商品及び役務の区別並びに指定商品又は指定役務（旧第17類）

第20類 クッション、座布団、まくら、マットレス

第22類 衣服綿、ハンモック、布団袋、布団綿

第24類 布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布

第25類 被服

出願番号 商願昭61-98793

出願日 昭和61年9月17日

登録番号 第2081173号（商公昭63-11258）

登録日 昭和63年9月30日

更新登録日 平成10年5月12日，平成20年6月10日

商標出願  
公 告 昭63-11258

公 告 昭63(1988)2月17日

商 願 昭61-98793

出 願 昭61(1986)9月17日

出願人 西川産業株式会社

東京都中央区日本橋富沢町8番8号

代理人 弁理士 大野 克躬 外2名

審査官 関口 博

指定商品 17 被服（運動用特殊被服を除く。）

布製身回品（他の類に属するものを除く。）寝

具類（寝台を除く。）

なごみ

〔被告ら標章目録〕

1

エアウィーヴ 四季布団【和】(なごみ)

2

エアウィーヴ 四季布団【和】(なごみ)

3

エアウィーヴ 四季布団  
なごみ  
【和】

4

【和】  
(なごみ)

エアウィーヴ 四季布団

[ 引用商標 ]



- (111)登録番号 : 第1863585号  
(151)登録日 : 昭和61(1986)5月30日  
(260)公告番号 : 昭和60-64166  
(442)公告日 : 昭和60年(1985)9月24日  
(210)出願番号 : 商願昭59-65882  
(220)出願日 : 昭和59年(1984)6月25日  
先願権発生日 : 昭和59年(1984)6月25日  
更新申請日 : 平成18年(2006)5月24日  
(156)更新登録日 : 平成18年(2006)5月30日  
(180)存続期間満了日 : 平成28年(2016)5月30日  
(732)権利者  
氏名又は名称 : 株式会社友和  
住所又は居所 : 東京都中野区本町6丁目22番6号  
(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】  
6 金庫, 金属製建具, 金属製靴ぬぐいマット, 金属製立て看板, 金属製の可搬式家庭用温室  
20A01 20C01 20D04 20D07  
1 1 火鉢類  
20A02  
1 4 貴金属製宝石箱, 貴金属製の花瓶及び水盤, 記念カップ, 記念たて  
20A01 20C02 20E01  
1 6 紙製テーブルクロス  
20C01  
1 7 農業用プラスチックフィルム  
20D01  
1 9 建具(金属製のものを除く。), 灯ろう, 可搬式家庭用温室(金属製のものを除く。)  
20A01 20D03 20D07  
2 0 家具, 屋内用ブラインド, すだれ, 装飾用ビーズカーテン, つい立て, びょう

ぶ, ベンチ, アドバルーン, 木製又はプラスチック製の立て看板, 食品見本模型, 人工池

20A01 20C01 20C04 20D02 20D04 20D05 20D06

2 1 花瓶及び水盤 (貴金属製のものを除く。), 風鈴, ガラス製又は磁器製の立て看板

20C02 20D04

2 2 日よけ, 雨覆い, 天幕, 日覆い, よしず

20C01 20D01

2 4 織物製いすカバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳

20C01

2 7 畳類, 敷物, 壁掛け (織物製のものを除く。), 人工芝, 但し, 畳類を除く

20C01 20D08